

入居者資格審査

(※) 具体的な日時については募集時にお配りする募集案内をご確認ください。

(※) ここでご案内しているスケジュールが変更となる可能性がありますので、ご注意ください。

当選者の方は、以下の書類を提出期限までに持参してください。

審査等の結果、入居資格のある方に、後日、その内容を通知します。残念ながら入居資格がなかった方にも、その旨をお知らせします。

なお、期日までに書類の提出がなかった場合は、入居辞退者となり、原則として次回募集時から1年間は申し込みできません。

提出期限：募集月の翌月（7月・12月）の20日頃の17：15まで

提出場所：戸田市役所 3階 24番窓口 建築住宅課

全員（申込書に記載されている親族）に提出していただく書類

書 類	内 容
納税の証明書 (収納推進課)	市町村長が発行する市民税等の完納証明書（申込世帯全員 ^{※1} の分）
現在住んでいる 住宅の証明書	次の①又は②のいずれかの書類 ①賃貸アパートや借家に住んでいる方 →賃貸借契約書のコピー ②親族等の家に住んでいる方 →家屋の登記全部事項証明書（所有権の記載のあるもの） ◎法務局が発行したもの

※1 申込日時時点で中学生以下の方を除いて入居される方全員の分が必要です。

該当する方のみ提出していただく書類

区 分		書 類
収 入	現在の職場に就職して2年未満の方	・給与支払証明書（直近3か月分）
	自営業を開業して2年未満の方	・税務署長に提出した開業届の控え ・事業所得等収支明細書（直近3か月分）
	直近2年以内に退職し、現在無職の方	・雇用保険受給資格者証のコピー又は退職証明書（当時の勤務先の代表者等が証明したものの）
	直近1年以内に新たに年金の受給権を取得した方	・年金証書及び年金支払通知書のコピー
在 勤	市外居住者で市内に勤務場所のある方	・在職証明書（勤務先の代表者等が証明したものの） ・世帯全員で、続柄の記載のある住民票 ・募集年度の所得証明書（募集年の前年分所得）※中学生以下を除き全員分提出
世 帯 状 況	事実上婚姻関係が解消した世帯	・戸籍謄本（3ヶ月以内の発行） ・入居可能日の前日時点で連続して1年以上別居していることを証明する双方の住民票又は家庭裁判所に離婚の調停を申し立てている証明書 ・児童扶養手当証書のコピー（受給している方のみ提出）
	事実婚の関係（パートナーシップ関係・ファミリーシップ関係を含む）に該当する世帯	次のいずれかの書類 ・それぞれの戸籍謄本と内縁関係申立書等 ※ただし、入居可能日の前日時点で連続して1年以上同居していること。 ・それぞれの戸田市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する届出受理証明書又は届出受理証明カード
	同居予定者が別世帯の場合	・戸籍謄本（3ヶ月以内の発行）

区 分		書 類
世帯状況	現在婚約中の方	・ 婚約証明書 ※入居可能日の前日時点までに入籍したことが確認できる書類を提出することが条件となります。
	配偶者のいない成人	・ 戸籍謄本（3ヶ月以内の発行）
	単身で申込む方	・ 戸籍謄本（3ヶ月以内の発行）
外国籍	日本国籍のない方	次のいずれかの書類 ・ 在留カードまたは特別永住証明書（カード）の表裏のコピー（世帯全員分提出）
子育て	母子（父子）世帯	・ 戸籍謄本（親子別戸籍の場合は両方必要）（3ヶ月以内の発行）
	ひとり親（寡婦）に該当する方	・ 戸籍謄本（配偶者の死亡等が確認できるもの）（3ヶ月以内の発行）
落選	通算3回落選・補欠	・ 落選または補欠となった「抽選結果通知書」3枚 ※募集月の前の直近5年間において、同一名義人で市営住宅の入居申込をし、落選もしくは補欠となった回数が3回以上の方。
被害者	DV被害者世帯	次のいずれかの書類 ・ 女性相談支援センター又は配偶者暴力相談支援センターの長の証明 ・ 女性自立支援施設又は母子生活支援施設の長の証明（入所の証明） ・ 裁判所が決定した保護決定書のコピー
公共事業	都道府県営住宅、UR賃貸住宅及び特定優良賃貸住宅に居住中の方で、住宅の除却が決定している方	・ 除却が決定していることを証明する書類のコピー
	都道府県営住宅に入居しており、かつ、正当な事由による明渡しの期限日が定められている方	・ 都道府県営住宅の事業主体が発行した、明渡し期限日が明記されている書類のコピー

区 分		書 類
災 害	災害により住宅が滅失した世帯	・市町村が発行する住宅の滅失を証明する書類（罹災証明書）
そ の 他	原子爆弾被爆者	・被爆者健康手帳のコピー
	ハンセン病療養所等に入所していた方がいる世帯	・入所証明書（国立ハンセン病療養所等の長、又は厚生労働省健康局疾病対策課長が証明したもの）
	特定中国残留邦人等で支援給付を受給されている方	・支援給付受給証明書

※ 世帯の状況に応じて、追加で書類の提出をお願いする場合があります。